

公益社団法人福知山市文化協会
役員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人福知山市文化協会定款第25条の規定に基づき、役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）役員とは、定款第19条第1項に定める理事及び監事をいう。

（2）報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

（3）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

（報酬の支給）

第3条 役員は、無報酬とする。

（費用）

第4条 役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公表）

第5条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、会員総会の議決により行うものとする。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人福知山市文化協会の設立の登記の日から施行する。